

鳥取市議会福祉保健委員会会議録

会議年月日	令和3年12月3日（金曜日）		
開 会	午前11時22分	閉 会	午前11時34分
場 所	市役所本庁舎7階 全員協議会室		
出席委員 (8名)	委員 長 椋田 昇一 副委員 長 浅野 博文 委 員 金田 靖典、加藤 茂樹、足立 考史 魚崎 勇、上田 孝春、寺坂 寛夫		
欠席委員	なし		
委員外議員	岩永 安子		
事務局職員	庶務係主幹 石田久美子	議事係主任	萩原真智子
出席説明員	【健康こども部】 健康こども部長 橋本 浩之 保健所副所長兼保健総務課長 竹内 一敏 次長兼こども家庭課長 山下 宣之 こども家庭課課長補佐 入江 竜生		
傍 聴 者	なし		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前11時22分 開会

【健康こども部】

◆椋田昇一委員長 ただいまから福祉保健委員会を開会いたします。

本日の日程は健康こども部の先議分の議案説明、質疑、討論、採決という流れとしておりますのでよろしくお願ひします。それでは橋本健康こども部長に御挨拶をいただいた後、議案審査に入ります。橋本部長、御挨拶をお願いします。

○橋本浩之健康こども部長 失礼します。お忙しい中を先議ということをお願いさせていただいております。健康こども部だけの議案ということもございますけども、本日1件ということもございます、議案の第142号一般会計補正予算、こちらのほうでございますけども、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業経費ということもございます、15億5,933万8,000円、こちらの補正予算のほうを提案しております。詳細につきましては担当課長のほうから説明申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

議案第142号令和3年度鳥取市一般会計補正予算（第10号）（説明・質疑・討論・採決）

◆椋田昇一委員長 それでは議事に入ります。議案第142号令和3年度鳥取市一般会計補正予算の説明をお願いします。

◆**椋田昇一委員長** 山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課の山下です。それでは12月補正予算の先議分について御説明をさせていただきます。お手元にお配りをしています12月補正予算案その1、事業別概要書の7ページを御覧いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。はい。それでは御説明させていただきます。項目のほうは子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費でございます。新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい経済状況が続く中、国は経済対策の一環として18歳以下の子供がいる子育て世帯の生活を支援するために、子供1人当たり10万円相当の給付ということで打ち出しをされました。今補正予算では先行して子供1人当たり5万円の臨時特別給付金を支給する事業として予算提案をさせていただくものでございます。対象のほうは18歳以下の子供、平成15年4月2日以降に生まれた高校3年生から令和4年3月31日生まれの子供がいる世帯の保護者が支給の対象となります。対象の児童数といたしましては、①児童手当受給者、こちら9月末が基準日ですので、9月分の児童手当受給者約1万9,380人、②の保護者が公務員である児童手当の受給者ということで4,600人、③で16歳～18歳のいわゆる高校生、こちらが6,300人、④ですね、10月1日以降令和4年3月31日生まれるであろう新生児、こちら720人ということで見込みをさせていただいて、計約3万1,000人の子供を対象としております。

事業費のほうにつきましては給付金が15億5,000万円の扶助費と人件費、通知郵送代、口座振込の手数料等の事務費として933万8,000円、総額といたしまして15億5,933万8,000円を計上いたしております。財源は国からの子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金で10分の10を予定しております。支給の手続、スケジュールにつきましては、公務員を除く9月末時点の児童手当の受給対象者につきましては申請不要で予定をしております。プッシュ型で支給する旨の案内通知のほうを発送いたしまして、現在、児童手当を受給しておられる口座のほうに臨時特別給付金として振込を考えております。年内の支給、具体的には、今月の22日の水曜日の振込を目指して今現在、準備を進めております。②の現在、所属官庁のほうから児童手当が支給されております公務員と、③の16歳～18歳の高校生ですね、先ほど質疑でも答弁がありましたけども、こちら16歳～18歳の方で児童手当を受給しているお子さんが同一の方におられる方についてはプッシュ型での支給を検討しておりますし、16歳～18歳のみの、高校生のみの子供さんしかおられない世帯につきましては、申請方式で令和4年の2月以降に順次支給を予定しております。④の10月以降に生まれる新生児につきましては、①番と同じく児童手当情報を活用してプッシュ型での随時支給というのを予定をいたしております。説明のほうは以上でございます。

◆**椋田昇一委員長** はい、御説明いただきました。本案について委員の皆様から質疑ございますか。金田委員。

◆**金田靖典委員** はい。金田です。よろしくお願ひします。先ほど伊藤のほうからも質問しておりますけども、結局この3番の16歳～18歳の高校生というのは、口座が分からないから申請をしなければならぬということでの理解でいい。ということは、家庭に口座が、今さっきの話で下に子どもさんが、弟や妹がおって児童手当しておる場合にはもうなし、申請しなくても

いいという解釈にされたということではないですかね。

◆**椋田昇一委員長** 山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課の山下です。16歳～18歳のお子さんですけれども、御兄弟に15歳以下のお子さんがおられる場合は児童手当を受給されておられまして、鳥取市のほうでは児童手当の受給の要件にお子さんの数とかも関わってきますので、16歳～18歳の方のお子さんのデータも持っておりますので、そうすると児童手当を受けておられる方の口座も把握しておりますので、そちらのほうで支給が可能になるということになりますけれども、16歳～18歳までのお子さんだけがいる世帯になりますと、もう児童手当の支給から外れておりますので口座情報も持っておりませんので、そちらの方につきましては申請をいただくというような格好になるかということで、はい、準備を進めております。以上でございます。

◆**椋田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田靖典委員** ありがとうございます。それからね、2番目の公務員というのがわざわざ外してあるのは、これどういう意味でなんですかね、教えてください。

◆**椋田昇一委員長** 山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課の山下です。今回のこの給付金の制度自体が児童手当の情報を活用した制度になっておりまして、それで、公務員というのはそもそも自治体のほうから児童手当が支給されてなくて、それぞれお勤めされている所属の官庁のほうから児童手当が支給されております。ですから、例えば鳥取市の職員でいいますと、鳥取市の職員課のほうがお勤めして児童手当を支給していますし、県の職員でしたら県が、国の職員でしたら国の官庁のほうから児童手当を支給していますので、それぞれ居住地の自治体のほうではその方々の児童手当の情報を持っておりませんので、こういった方々につきましては、改めて申請をいただくというような形になるかと今、考えておるところでございます。以上です。

◆**椋田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田靖典委員** 分かりました。ありがとうございます。所得制限というところで引っかかっておるわけじゃないわけですね、だからね、これは、ということですね。

◆**椋田昇一委員長** 山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。そのとおりでございます。はい。

◆**金田靖典委員** 最後にもう1つ。

◆**椋田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田靖典委員** はい。金田です。すみません。所得制限というのは960万、1世帯の中で最高の所得金額が960万というのがこの所得制限ありと書いてある中身のことでいいんですかね。

◆**椋田昇一委員長** 山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課の山下です。所得制限といいますと、児童手当のほうの所得制限の制度と同様の仕組みになっておりまして、いわゆる主たる生計者の所得が児童手当の本則給付の支給対象となる金額と同等未満の世帯が対象になるということなんですけれども、例としてよく報道で960万と言われているんですけれども、扶養の人数が3人であれば、給与所得のほうで736万円、それで、控除前の収入の目安が960万円というふうに設

定されています。これにつきまして扶養の人数によって変動してきますので一般に報道なされている960万というのは扶養3人というふうな例での場合の説明になっております。はい。以上でございます。

◆**金田靖典委員** ありがとうございます。どうも。

◆**椋田昇一委員長** そのほか委員の方、質疑ございますか。よろしいですか。はい。では、質疑は以上で終了します。

討論ございますか。金田委員。

◆**金田靖典委員** はい。以前からこの子育て世帯への支援というのはね、野党のほうからもいろいろ意見出て、やっどこさ出るのかという形ですけども、そういう面では今のコロナ禍の中で早く出してあげたいなというふうな思いがありますから、当然賛成なんです。ただ、いろんな条件をつけると、何だかだんだんだんだんややこしくなってね、何でこんなに出すのに一ター々いろんな条件を出さなあかんのかなというのが非常に不可解ではありますが、引き続き子育て支援と経済対策も両方のセットになっておると思いますから、迅速に支給してあげればと思いますのでよろしくお祈いします。賛成です。以上です。

◆**椋田昇一委員長** そのほか討論ございますか。はい。それでは討論を終結します。

これより議案第142号令和3年度鳥取市一般会計補正予算を採決します。本案に賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

◆**椋田昇一委員長** はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

そのほか何かございますでしょうか。はい。それでは以上をもちまして福祉保健委員会を終了します。どうもお疲れさまでした。

午前11時34分 閉会

令和3年12月定例会 福祉保健委員会

(議案説明・審査)

日 時：令和3年12月3日(金)

議会運営委員会終了後

場 所：本庁舎7階 全員協議会室

健康こども部

1 議案(先議分)【説明・質疑・討論・採決】

- ・議案第142号 令和3年度鳥取市一般会計補正予算(第10号)